



平成29年(ワ)第759号 出版禁止等仮処分決定変更及び同仮処分命令申立一部却下決定に対する保全抗告事件（原審・横浜地方裁判所平成28年(ワ)第4041号，基本事件・同裁判所平成28年(ワ)第154号）

決 定

川崎市多摩区三田四丁目1番地11-5号

原審平成29年(ワ)第1006号事件抗告人

兼同第1007号事件相手方 示 現 舎 合 同 会 社

(以下「基本事件債務者」という。)

同代表者代表社員 官 部 龍 彦

東京都中央区入船一丁目7-1 (本部)

原審平成29年(ワ)第1007号事件抗告人

部 落 解 放 同 盟

(以下「基本事件債権者同盟」という。)

同代表者中央執行委員長 組 坂 繁 之

東京都中央区入船一丁目7-1 (本部) 気付

原審平成29年(ワ)第1006号事件相手方

組 坂 繁 之

同 所

原審平成29年(ワ)第1006号事件相手方

片 岡 明 幸

同 所

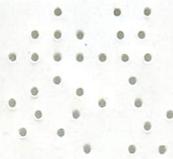
原審平成29年(ワ)第1006号事件相手方

西 島 藤 彦

同 所

原審平成29年(ワ)第1006号事件相手方

藤 川 正 樹



同 所

原審平成29年(㉮)第1006号事件相手方

宮 瀧 順 子

(以下、上記5名を併せて「基本事件個人債権者ら」という。)

上記6名代理人弁護士 河 村 建 夫

同 山 本 志 都

同 指 宿 昭 一

同 中 井 雅 人

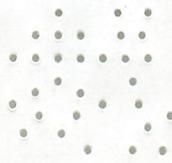
### 主 文

- 1 基本事件債務者の本件各抗告及び基本事件債権者同盟の本件抗告をいずれも棄却する。
- 2 基本事件債務者の本件各抗告に係る費用は基本事件債務者の、基本事件債権者同盟の本件抗告に係る費用は基本事件債権者同盟の各負担とする。

### 理 由

#### 第1 事案の概要

基本事件は、同和地区出身者らへの差別行為を廃絶するための活動をしている団体である基本事件債権者同盟及びその構成員である基本事件個人債権者らが、基本事件債務者が出版を予定している原決定別紙書籍目録記載の著作物(以下「本件出版予定物」という。)が出版されるなどすると、基本事件個人債権者らの人格権及び基本事件債権者同盟の業務を円滑に行う権利が侵害される旨主張して、横浜地方裁判所に対し、基本事件債務者を相手方とし、これらの権利に基づく差止請求権を被保全権利として、本件出版予定物の出版、販売又は頒布(以下「出版等」という。)の禁止、本件出版予定物の製品(半製品を含む。)の同裁判所執行官への引渡し及び同裁判所執行官による保管を命ずる仮処分命令の申立て(以下「本件各仮処分命令申立て」という。)をした事案である。同裁判所は、



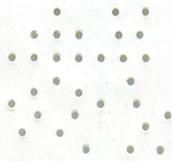
基本事件債権者同盟及び基本事件個人債権者らの本件各仮処分命令申立てをいずれも認容する旨の仮処分決定（以下「原々決定」という。）をしたことから、基本事件債務者が、同決定に対して保全異議を申し立てた。

原審は、基本事件債権者同盟に対する保全異議の申立てを容れて、原々決定を変更し、基本事件個人債権者らの本件各仮処分命令申立てをいずれも認容する一方で、基本事件債権者同盟の同申立てを却下する旨の決定をした。そこで、原決定に対し、基本事件債務者は、基本事件個人債権者らを相手方として、本件各保全抗告を申し立て（原審平成29年(ワ)第1006号事件）、また、基本事件債権者同盟は、基本事件債務者を相手方として、本件保全抗告を申し立てた（同第1007号事件）。

本件における前提事実及び当事者の主張は、第2の2の判断中で当審における各抗告人の主張を付加するほかは、原判決「理由」欄の「第2 事案の概要」の2及び3（原決定2頁15行目から同9頁10行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 第2 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、基本事件個人債権者らの本件各仮処分命令申立てはいずれも理由があるが、基本事件債権者同盟の同申立ては理由がないものと判断する。その理由は、後記2において、当審における各抗告人の主張に対する判断を付加するほかは、原決定の「理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1ないし3（原決定9頁12行目から同21頁8行目まで）で認定、説示するとおりであるから、これを引用する。ただし、原決定14頁21行目の「人格権」の次に「（不当に差別されずに生活する法的利益）」を、同16頁22行目の「甲12」の次に「なお、平成28年12月16日に公布・施行された部落差別の解消の推進に関する法律1条も、同法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に関し、基本理念を定めるなどして、部落差別の解消を推



進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする旨定めている。」  
をそれぞれ加える。

## 2 当審における各抗告人の主張に対する判断

### (1) 基本事件債務者の主張について

ア 基本事件債務者は、基本事件個人債権者らが同和地区出身者であることの疎明がないと主張するようであるが、証拠（疎甲2～6）によれば、基本事件個人債権者らはいずれも同和地区の出身であることが一応認められるから、上記主張は理由がない。

イ 基本事件債務者は、基本事件個人債権者らが本件出版予定物と同内容であると主張する基本事件債務者発行に係る「復刻 全国部落調査」と題する書籍（疎甲18。以下「復刻 全国部落調査」という。）は、同書の「復刻にあたって」において、同復刻は部落解放と同和対策事業、部落史研究のためであると明記されているとおり、企業などで身元調査を行い、部落差別をするための図書であるとされる部落地名総鑑とは、全く趣旨が異なる旨主張する。

しかしながら、引用に係る原決定の「理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の2(2)ア及びイ（原決定13頁13行目から同14頁8行目まで）、(3)（同14頁23行目から同16頁13行目まで）並びに(4)ウ（同17頁13行目から同18頁14行目まで）で認定、説示するとおり、同和問題に関する学術書や行政資料は、当該調査・研究等に必要な限りで、全国部落調査の該当部分を引用し、引用方法も、部落所在地及び部落名を含まない引用にとどめるなどの配慮がされているのに対し、政府によって極めて悪質な差別文書であるとされた部落地名総鑑は、全国の同和地区の所在地等を網羅的、一覽的に記載したものであり、「復刻 全国部落調査」や本件出版予定物も、部落地名総鑑と同様に、全国の同和地区の所在地等を、最新の地名も交えて網羅的、一覽的に記載したものである。また、証拠（疎



甲10)によれば、基本事件債務者のウェブサイトに掲載された本件出版予定物の出版予告には、本件出版予定物について、「旅のお供に、あるいは図書館に持ち込んで参考資料として、手軽に活用できるものを目指します。」と記載されていることが認められる。これらのことからすれば、「復刻 全国部落調査」の「復刻にあたって」に、同復刻の目的として基本事件債務者の指摘するような記載がされているとしても、同書及び本件出版予定物と部落地名総鑑とが全く趣旨を異にするものであるなどということはいできない。

したがって、基本事件債務者の主張は理由がない。

ウ 基本事件債務者は、全国部落調査が部落地名総鑑の原典であることから明らかにおり、部落地名総鑑も歴史資料や行政資料と変わりがなく、差別の原因はその使い方にあるから、全国部落調査の復刻である本件出版予定物の出版等を禁止する理由はない旨主張する。

しかしながら、引用に係る原決定の「理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の2(2)ウ（原決定14頁9行目から同22行目まで・当審における補正後のもの）で説示するとおり、ひとたび本件出版予定物が出版等されたならば、部落地名総鑑と同様の利用がされることが予想され、そのために基本事件個人債権者らの人格権が侵害されるおそれが認められるのであるから、同債権者らは基本事件債務者に対して本件出版予定物の出版等の差止めを求めることができるというべきである。

したがって、基本事件債務者の主張は理由がない。

## (2) 基本事件債権者同盟の主張について

基本事件債権者同盟は、本件出版予定物は就職差別や結婚差別に悪用されるおそれが極めて高く、これが出版等されると、同債権者がこれまで行ってきた取組による成果は全て無となるに等しく、これにより同債権者の現在及び将来の活動に著しい支障が生じる旨主張する。



しかしながら、本件出版予定物が就職差別等に悪用されるおそれの極めて高いものであるとしても、これが出版等されるにより、基本事件債権者同盟の現在及び将来の活動に著しい支障が生じることについては、これを疎明するに足りる証拠はない。

したがって、基本事件債権者同盟の主張は理由がない。

- 3 よって、原々決定を変更した上、基本事件個人債権者らの本件各仮処分命令申立てをいずれも認容し、基本事件債権者同盟の同申立てを却下した原決定は相当であり、基本事件債務者の本件各抗告及び基本事件債権者同盟の本件抗告はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり決定する。

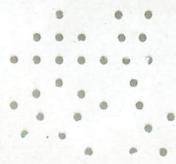
平成29年6月16日

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 齊 木 敏 文

裁判官 石 井 浩

裁判官 男 澤 聡 子



これは正本である。

平成29年6月16日

東京高等裁判所第9民事部

裁判所書記官 河田 真奈美

